

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評 価 内 容		評 価
団体のあり方	<p>当該財団は、県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護に関する普及啓発活動を展開し、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域振興に寄与することを目的としている。</p> <p>また、地球温暖化防止活動の推進、環境保全や環境教育の担い手として島根県における中核的な役割を果たしている。今後もこの財団の果たす役割と期待は大きい。</p>		A
組織運営	<p>公益財団として、理事会及び評議員会を適切に開催している。また、三瓶自然館の運営方法を検討するために三瓶自然館運営委員会を開催し、教育関係者や地元関係者等との意見交換が行われ、適切なアドバイスや意見を受け運営に生かしている。</p> <p>人件費抑制を進めながらも、業務効率化やコスト縮減により、サービス向上のための人員配置や職員研修を行い職員の資質の向上に努めている。</p> <p>また、各種規程の見直しを適宜行い、適正な組織運営に努めている。</p>		A
	県の人的関与について	<p>自然環境課の課長が評議員として参画している。</p>	
事業実績	<p>三瓶自然館及び附属施設の管理運営を適切に行うとともに、企画展や各種観察会・イベントの開催、あるいは新聞等での寄稿・掲載を通じて、自然保護・自然環境思想の普及啓発や環境教育に貢献するとともに、各施設の利用促進を図っている。</p> <p>また、調査部門では、調査業務の受託のほか、各学芸員がそれぞれのテーマを持って独自に研究活動を行っており、自然環境分野における調査研究機関として活動の幅を広げている。</p> <p>環境保全活動支援事業では、県民の環境に対する関心が益々高まる中で、環境問題の啓発や環境保全活動に対する支援を適切に実施している。</p> <p>北の原キャンプ場は大田市から指定管理者に指定され、施設の老朽化が進むなか、適切な管理運営を行っている。</p>		-
財務内容	<p>当該財団の性格上、財源のほとんどを指定管理料収入に頼っているが、収入確保やコスト削減に努めており、当面安定した財務状況が見込まれる。</p>		A
	県の財政的関与について	<p>現在、県の財政関与は基本財産の出捐のほか、指定管理料、各調査業務の委託料、環境事業系の補助金と多岐にわたっている。</p>	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント	
団体の経営評価報告書における総合評価について	指定管理料の変更に係る手続きについて	令和元年度において、指定管理料の中間見直しや施設整備等に伴う金額変更が行われたが、金額についての事前協議や調整が無い上、積算根拠等の開示もされなかった。これは、基本協定に定める信義誠実の原則から逸脱したものであり、県に対し、適切な情報提供がなされるよう要望する。	指定管理者制度における要望については、関係部署へ伝えていきたい。	
	指定管理料の精算報告について	令和元年度末に、県から「精算報告書」を提出するよう指示があった。仕様書や協定書にも規定されていない報告事由であり困惑している。県には、適切な説明を求めたい。 また、昨年度末に県からコロナの影響を踏まえた指定管理料の取り扱いとして増減調整を求める表明があった。決算直前での方針の表明、決算後に増減額を決定するやり方は指定管理制度の趣旨に反する制度運用ではないかと懸念している。		
	財団監事からの意見1	自然災害やコロナ禍等を起因とする減収について何らかの補填ルールを設けるべき。また、指定管理者制度導入後年月が経過し、指定管理者にしわ寄せが生じている。事業量に見合った人員体制、期間、公募方法等見直しが図られるよう働きかけたい。		
	財団監事からの意見2	令和元年度において、工事閉館に伴う指定管理料の減額が年度末に行われた。閉館の責が指定管理者に無いにも関わらず、県の算定で減額を決定するのは納得できない。減額を求めるならば、遅くとも当該年度協定締結前に調整を図るべき。また、コロナ禍による減収は、休業要請期間のみならず、以後の影響も考慮した適切な対応が取られることを望む。		
	組織体制の強化、雇用・人材育成のサイクルの確立	計画的な雇用・人材育成サイクルを確立し、組織体制を強化していく必要があるが、コスト縮減を主眼とする指定管理者制度の性格上、余剰人員は許されていない。専門性・特殊性を持つ法人事業を次世代にどう繋いでいくかを、県にも問題として認識してもらい必要があり、あらゆる機会を通じてこの問題を訴えていく。		
	給与待遇の向上、見合う人件費財源の確保	指定管理料の中間見直しにおいて、指定管理料は増額されたものの、依然経営評価団体中では低いレベルであり、当財団の職員が持つ知識・専門性、行政への貢献等を考慮すれば、このような待遇は不十分である。抜本的な解決のためには、指定管理料の積算が適切かどうかを検証するとともに、積算内容の開示を求め、適切な制度改善が図られるよう求めていく。		指定管理施設の立地条件が厳しい中での人材確保や業務の専門性の確保に努めていることは評価する。
	利用や状況に合わせた施設の改修	情報提供や要望の提案を行い、機能充実を目指す。		当該財団及び関係部署と相談しながら進めていきたい。
	総合コメント			
<p>当該財団は、三瓶自然館の管理運営を目的に設立された団体を前身としており、三瓶自然館や三瓶小豆原埋没林公園、また大田市から北の原キャンプ場の指定管理を受けて、三瓶地域の中核施設として誘客の中心であるとともに、地域や学校と連携した自然とのふれあいの環境学習の場づくりに大きく貢献してきた。</p> <p>近年環境に対する関心が益々高まる中で、島根県全般の自然環境に関する調査研究や生物多様性の保全、地球環境の保全を担う団体として、学芸員の専門性及び地域や学校との連携を生かし、今後も県内全般の環境保全に寄与することを期待する。</p>				